

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成23年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年11月6日

奈良県監査委員 廣 野 隆 信

同 南 田 昭 典

同 畠 真夕美

同 森 山 賀 文

監査の特定事件（テーマ）

産業・雇用振興施策に関する財務事務の執行について

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

【結果一覧】

頁	項目	監査結果	措置内容
57	3. 工業振興課	<p>(3) リーディングカンパニー創設事業</p> <p>⑤ 補助事業遅延等報告書の未入手</p> <p>補助事業者を選定されたA社の補助金関係資料を閲覧したところ、本来ならば、補助事業遅延等報告書を入手すべきであるが、入手していなかった。</p> <p>県は、進捗管理のため、平成22年12月20日に中間調査を実施し、補助事業が計画通り順調に進んでいるか確認している。その際に、当初の計画より大幅に遅れており、年度末までに計画していた試作機の作成が困難となった事実を確認したが、補助事業遅延等報告書を入手しなかった。</p> <p>補助金交付要綱によると、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない、とされていることから、要綱に準拠していない。</p> <p>なお、事業遅延等報告書の提出を義務付けている趣旨は、事業が遅延している場合は適時に軌道修正することが必要であり、遅延した補助事業をどのように完了まで導くかを検討するためである。</p> <p>中間調査は12月20日に実施されており、その時点では補助事業終了までわずか3ヶ月しかなく、試作機の作成に到らなかったが、もっと早い時期に調査していれば、別の解決策が見つかった可能性も否めない。年に1度中間調査を実施するだけでなく、常にコミュニケーションを図りタイムリーに状況確認を行うことが必要と考えられる。</p>	<p>今後は、中間検査の実施時期を前倒しすることで、早期に補助事業の進捗状況を把握し、事業計画の目標を達成できるよう取り組む。</p> <p>また、事業の進捗に遅延が生じていることが判明した場合は、事業遅延等報告書の提出を求めるとともに、年度内に事業計画が達成できるよう取り組む。</p> <p>また平成24年度から、個別企業支援の県直轄組織として産業活性化プラザ内に「創業・経営支援室」を設置し、補助金事務を所管することから、採択企業との連携をより密にしながら進めていきたい。</p>
		<p>⑥ 補助事業遂行状況報告書の未入手</p> <p>補助事業遂行状況報告書については、補助金交付要綱によれば、別に知事が定める日までに知事に提出しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、補助事業者2社から提出されおらず、県は未入手の状態であるため、当該事実は要綱に準拠していない。</p> <p>交付先に提出を義務付けている趣旨は、県の進捗管理の一環として状況把握を行うためであり、入手する必要がある。</p>	<p>今後は、要綱に基づいた事務処理を徹底し、補助事業の進捗状況の把握に努める。</p>
59		<p>(4) 奈良発ニュービジネス発掘・育成補助金</p> <p>② 補助事業遂行状況報告書の未入手</p> <p>補助金交付要綱によれば、補助事業の遂行状況について、別に知事が定める日までに補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならないとされているが、補助事業者から入手しておらず、要綱に準拠していない。</p> <p>補助事業者に提出を義務付けている趣旨は、県の進捗管理の一環として状況把握を行うためであり、今後は入手する必要がある。</p>	<p>今後は、要綱に基づいた事務処理を徹底し、補助事業の進捗状況の把握に努める。</p>

【結果一覧】

頁	項目	監査結果	措置内容
		<p>④ 実績報告書の不適切な保管状況</p> <p>補助事業者であるC社の補助事業実績報告書を確認した結果、最終の実績報告書が保管されていないことが判明した。</p> <p>その経緯は、実績報告書に記載されている補助対象経費の内訳明細の金額と証書類の突き合わせを行ったところ、一致しなかったことから、担当課にその理由を尋ねたところ、最終の実績報告書が保管されていなかったというものである。</p> <p>その後、担当課において、先方から最終の実績報告書を入手してもらったところ、当該明細金額は証書類と一致していたが、なぜ最終の実績報告書が保管されていなかったかは不明である。</p> <p>書類の保管を適切に行う必要がある。</p>	<p>今後は、適切に文書を保管するよう取扱いを徹底する。</p>
142	6. 財団法人奈良県中小企業支援センター	<p>(5) 中小企業支援センター事業補助金</p> <p>② 奈良高専技術情報活用支援事業の実績報告書の確認</p> <p>奈良高専技術情報活用支援事業とは、奈良高専産学官連携コーディネーター等が、ニーズ掘り起こしのために県内企業を訪問する事業であり、対象となる経費は、奈良高専産学官連携コーディネーターへの謝金やその活動費用である。</p> <p>当該補助事業の実績報告書を確認したところ、添付資料である奈良高専産学官連携コーディネーターの活動報告一覧では2月の活動実績の記載がないにもかかわらず、月別の活動時間には実績時間の記載があり、謝金の支払が行われていた。</p> <p>調査の結果、活動報告一覧の記載もれであると判明したため、補助金額は過大に交付されていなかったが、そもそも上記の活動報告一覧には活動時間の記載がなく、月別の活動時間に係る資料と整合がとれないものとなっており、実績報告書について適切な確認作業ができない状況となっている。</p> <p>今後は、補助事業の実績報告書の確認を適切に実施できるように、活動報告一覧に活動時間の記載も追加することが必要である。</p>	<p>指摘を受け平成23年度実施分から勤務時間、勤務内容が把握できる報告書に変更した。</p>
151		<p>(10) ベンチャー企業育成ファンド出資事業</p> <p>③ 投資組合出資の時価評価</p> <p>平成22年度末において支援センターは投資組合Aに対する出資を取得価額である50,000千円で計上しているが、公益法人会計基準では「満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。」(同会計基準第2.3(3)後段)とされており、同組合に関する県の持分額は同組合から金融商品会計基準で作成された平成22年12月時点の参考情報として17,137千円と報告されていることから、平成22年度末までに重要な変動のないことを前提とすると当該金額を時価として計上し、評価損32,863千円を計上する必要がある。</p>	<p>平成24年度の決算から時価評価を行う予定。</p>